

まちなかでお店を始めたい方を応援します！

中標津町内の空き地・空き店舗を活用して
新規創業する方を対象に、創業費用の一部を補助します。

◎空き地空き店舗等活用事業補助金

補助額

- 商業地域 対象経費の1/2以内、上限50万円
 - 商業地域以外 対象経費の1/3以内、上限25万円
- ※用途地域内に限ります。

補助対象

- 本町在住で満20歳以上
- 町税等の滞納がない
- 中標津町商工会会員となる方



※以下については補助対象になりません。

- 風俗営業等、遊興飲食業等
- 日本標準産業分類における貸金業に該当する事業
- 法人において、社名または代表者変更で事業をする場合
- 親に代わって、子または親族が経営者となる場合
- 仮設テント、仮設店舗で事業をする場合

補助対象 経費

- 店舗等改装工事費
 - 設備費
 - 開業に伴う広告宣伝費
 - 備品購入費
 - 店舗家賃、建物・駐車場等の土地の賃貸料(最高6か月分)
- ※併用住宅の場合は事業所に係る経費のみが対象です。

申請方法

下記問い合わせ先または中標津町商工会 (☎72-2720)まで
お問合せください。

ご注意

- 申請は創業(オープン)する1か月前までに行ってください。
- 補助事業完了後、1年以内に廃業した場合は補助金全額を
返還いただきます。

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-73-3111(内線365) ☒ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

空き地空き店舗等活用事業補助金 Q & A

Q 1. 補助対象外となる風俗営業、遊興飲食業とは？

A 1. 「風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項並びに第5項に規定する事業」および「日本標準産業分類における飲食店の分類中、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ」に該当するものを指します。
例) スナック⇒対象になりません / 居酒屋⇒対象になります

Q 2. 過去に創業の経験があっても対象？

A 2. 中標津町内・町外に関わらず、過去に創業の経験がある方は対象外です。

Q 3. 既存企業の支店は対象？

A 3. 支店の経営者が本店とは異なり、補助対象要件を満たしていれば対象です。

Q 4. 現在従業員として勤めている仕事と兼業しても良い？

A 4. ご自身（申請者）が新たに創業するのであれば問題ありません。

Q 5. 他町から移住してきた人も対象？

A 5. 申請日において本町に住民登録しており、その他補助対象要件を満たしていれば対象です。

Q 6. 創業後に申請しても対象？

A 6. 創業（オープン）後の申請は認めていません。必ず、オープンの1か月前までに申請を行ってください。

Q 7. 補助金はいつもらえる？

A 7. 事業実績報告書を提出いただき、事業内容が適合と認められたのち補助金の交付となります。

Q 8. 商業地域の範囲は？

A 8. 中標津都市計画総括図で確認ください。

町ホームページ (<https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/>)

⇒QRコード

または中標津町役場・中標津町商工会で確認できます。



Q 9. 廃業した場合は補助金を返還しなければいけない？

A 9. 事業を1年以上継続できなかった場合は補助金を全額返還いただきます。

Q 10. Q 9の「事業を1年以上継続しているか」は報告が必要？

A 10. 創業から1年後に、収支報告等を提出いただきます。

手続きについては、補助金交付者へ随時ご案内いたします。